

浄化槽設置管理事業特別会計

1 水質汚濁防止対策

(1) 浄化槽町整備推進事業

本町の住環境は住宅の密集部と従来の農村部と二極化が著しくなっています。このため、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業実施区域を除く町内全域を浄化槽処理促進区域に定め、町が設置主体となって戸別の住宅にある単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を高度処理型浄化槽に転換し、設置から維持管理までを行う本事業を、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止とふるさとの川の再生を目的に、平成19年度から実施しています。

(単位：基)

浄化槽人槽	5人槽	7人槽	10人槽	合計
設置浄化槽総数	8	1	0	9
標準設置型 (内転換数)	8 (0)	1 (1)	0 (0)	9 (1)
耐荷重設置型 (内転換数)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
設置地区内訳	須江 1 熊井 1 大豆戸 2 小用 3 赤沼 1	大豆戸 1		須江 1 熊井 1 大豆戸 3 小用 3 赤沼 1

2 決算の状況

(1) 歳入

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度		令和4年度		比較増 (△)減
	決算額	構成比	決算額	構成比	
1 分担金及び負担金	1,043	3.6	929	2.9	△114
2 使用料及び手数料	11,131	38.4	9,456	29.0	△1,675
3 国庫支出金	3,344	11.5	3,273	10.0	△71
4 県支出金	500	1.7	562	1.7	62
5 繰入金	3,693	12.7	5,987	18.3	2,294
6 繰越金	1,613	5.6	211	0.7	△1,402
7 諸収入	79	0.3	525	1.6	446
8 町債	7,600	26.2	11,700	35.8	4,100
歳入合計	29,003	100.0	32,643	100.0	3,640

(2) 歳出

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度		令和4年度		比較増 (△)減
	決算額	構成比	決算額	構成比	
1 総務費	3,087	10.7	7,462	23.0	4,375
2 施設管理費	11,866	41.2	10,451	32.2	△1,415

3 施設整備費	9,676	33.6	9,814	30.3	138
4 公債費	4,163	14.5	4,682	14.5	519
5 予備費	0	0.0	0	0.0	0
歳出合計	28,792	100.0	32,409	100.0	3,617

3 業務委託

委託業務名	事業概要	委託額(円)	受注業者
浄化槽使用料調定徴収業務	使用料調定徴収業務	(441,000) ※0	鳩山町水道事業 管理者
公営企業会計移行事務支援業務	公営企業会計移行事務 支援一式	2,530,000	日本会計コンサル ティング(株)
施設管理データベース化業務	浄化槽施設図データの 管理システム構築	957,000	東日本総合計画 (株)

※打切決算により3月31日現在の支払額。()内は契約額。

4 公共浄化槽保守点検業務

委託業者	5人槽	7人槽	10人槽	委託額(円)
(有)安川商事	56基	39基	14基	1,876,050
(有)新東	8基	4基	1基	221,100
毛呂山清掃(株)	25基	12基	3基	669,240
笹沼商事(株)	14基	4基	0基	285,890
(株)AQCI V	34基	17基	5基	952,050
合計	138基	76基	23基	4,004,330

5 公共浄化槽清掃業務

委託業者	5人槽	7人槽	10人槽	委託額(円)
(有)安川商事	28基	24基	11基	2,031,700
(有)新東	7基	5基	1基	390,500
毛呂山清掃(株)	17基	8基	0基	722,700
笹沼商事(株)	10基	3基	0基	370,700
(株)AQCI V	29基	16基	3基	1,390,400
合計	91基	56基	15基	4,906,000

※令和4年度に清掃を実施した基数

6 浄化槽設置工事

請負業者	5人槽	7人槽	10人槽	請負額(円)
(株)根岸土木工業	1基	1基	0基	1,625,800
(有)小倉水道	1基	0基	0基	760,100
SOUWA設備(株)	1基	0基	0基	757,900
南雲設備	1基	0基	0基	760,100
(株)タカサカ	1基	0基	0基	760,100
(有)平設備	1基	0基	0基	760,100
赤沼設備工業(株)	1基	0基	0基	760,100
大澤農機具店	1基	0基	0基	760,100
合計	8基	1基	0基	6,944,300

7 浄化槽本体購入

購入先業者	5人槽	7人槽	10人槽	購入額(円)
フジクリーン工業(株)	8基	1基	0基	2,009,700

8 浄化槽法法定検査

法定検査は、浄化槽が十分浄化機能を発揮し、きれいな水が放流されているか検査する浄化槽の定期健康診断です。検査は、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会に依頼し実施しています。

浄化槽法第7条検査件数 7件 検査手数料 91,000円

浄化槽法第11条検査件数 227件 検査手数料 1,135,000円

9 負担金

負担金名	概要	負担額(円)	納入先
公営企業会計システム導入事業負担金	会計システム導入に係る下水道分負担金	3,894,000	鳩山町水道事業管理者

10 分担金及び負担金収入内訳

・新規加入分担金 9件 929,400円

11 公債費

・地方債元金償還金 3,513,070円

・地方債利子償還金 1,169,391円